

# 変更理由書

## 1 都市計画道路の概要

安曇野都市計画道路 3・6・23 号松本糸魚川連絡道路穂高明科線（以下、当路線という。）は、安曇野市穂高北穂高地内を起点とし、安曇野市豊科光地内を終点とする、延長約 4 km の幹線街路である。

当路線は、長野県松本市を起点とし、中央自動車道長野線を通過し、新潟県糸魚川市に至る約 100 km の地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の一端を担う道路であり、広域交通を担うほか、安曇野地域の骨格を形成し、生活道路としても機能する国道 147 号の機能を分担し、観光・産業等の発展や生活を支援するなど地域の将来を支える重要な道路として、令和 3 年 9 月に本線部の幅員分のみ都市計画決定している。

## 2 都市計画変更の必要性

当路線の南に位置する中央自動車道長野線の安曇野インターチェンジ周辺市街地では、通過交通と生活交通の混在による慢性的な交通渋滞が発生しており、日常生活や救急医療搬送、災害時における交通障害など喫緊の交通課題となっている。

また、安曇野市の穂高地区（市北西部）、明科地区（市北東部）には、産業・工業団地や県内有数の観光地等が散在しており、新たな高速交通網の形成による更なる物流・観光面の活性化も期待されている。

このため、地域から早期の整備促進を求められている状況であり、当初の都市計画決定以降、事業者である長野県において、関係機関や地域との調整のもと詳細な設計を進めてきたところである。

今回変更する内容については、沿道の土地利用や地形条件等を考慮した詳細な設計を進める中で、道路構造の詳細や法面の管理方法が定まり、道路の区域が明確になったことから、一部区域を変更するものである。

なお、当路線の終点部（安曇野北インターチェンジ（仮称））については、通行車両の走行性・安全性の確保を図る観点から、中央自動車道長野線との接続構造を見直したため、併せて道路の位置及び区域を変更する。

以上を踏まえ、整備に必要な区域を明確にし、土地利用や他の都市施設等の計画との整合、地域社会の合意形成を図るため、今回、都市計画変更することは必要と考える。（具体的な変更内容は後述する）

### 3 道路の位置、規模等

#### (1) 位置

起点：安曇野市穂高北穂高（穂高北インターチェンジ（仮称））

終点：安曇野市豊科光（安曇野北インターチェンジ（仮称））で中央自動車道長野線に接続

#### (2) 規模

<道路規格>

- ・延長：約 4,030m（変更後）
- ・計画交通量：12,100 台/日（R22 推計）
- ・設計速度：60 km/h
- ・道路種級区分：第3種第2級
- ・道路の種別：幹線街路
- ・車線数：2車線
- ・幅員： $W=1.5+3.25+3.25+1.5=9.5\text{m}$

<道路構造の基本的な考え方>

他の道路との接続は、原則として専用の出入口を設けた「出入り制限（アクセスコントロール）」構造とする

#### (3) 変更内容

主要な箇所の変更内容は以下のとおりである。

##### ①当路線と接続する他の一般道路との出入口

当路線と接続する他の一般道路との出入口について、詳細な設計のもと道路構造の詳細が定まったため、接続施設の整備に必要な区域を追加する。

なお、接続先の道路（長野県道及び安曇野市道）は既に2車線で整備（または整備が予定）されており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。

##### ②長野道料金所

料金所施設の機能として必要な区域を追加する。

##### ③終点：安曇野北インターチェンジ（仮称）

中央自動車道長野線との接続位置及び構造は、令和3年9月の当初決定時、中央自動車道長野線の明科トンネルや一級河川犀川渡河部橋梁からの適切な離隔を確保し、周辺環境への影響や施工性、維持管理等に配慮した計画として決定していたが、決定後、事業者である長野県において、道路の走行性や安全性確保の観点から構造の再検証が行われた。その結果、接続位置を約75m犀川側へ寄せることで、中央自動車道長野線との接続が緩やかとなり、より安全かつ円滑な走行車両の流出入が確保されること、また、犀川側へ寄せることで犀川渡河部の橋梁拡

幅を伴うが、河川環境への影響も極力回避が見込めることから、接続構造を見直すこととなった。

これにより、中央自動車道長野線との連結については、接続構造を見直した形状で、令和4年3月に国土交通大臣の許可を受けていることから、今回、道路の位置及び区域を変更する。

#### ④一級河川犀川との並走区間

事業者である長野県において、詳細な現地測量成果をもとに河川堤防計画位置を確認し、河川管理者と協議した結果、河川堤防計画断面に支障とならない位置に道路線形の変更が必要となったため、当該線形に合わせた道路法面の区域を追加する。

なお、道路法面の管理区分について、河川管理の観点で整合が図られた形で、河川管理者の了解を得ている。

### 4 その他（周辺都市施設との整合）

令和3年9月の当初決定時、一部区域が重複していた都市施設（安筑汚物処理場）については、社会経済情勢の変化を見据え、処理方式の変更方針が決定され、施設規模の縮小が可能となった。これにより、当路線の整備に必要な区域を除いた残りの区域内で施設の再配置ができることから、当路線と機能的、物理的に矛盾しない内容で区域変更することとし、当路線の都市計画変更手続きと併せて、関係市町村（安曇野市、池田町及び松川村）において都市計画変更手続きを進めている。

また、同じく重複していた都市施設（穂高クリーンセンター）については、令和3年3月に、当路線に支障とならない位置で建替えが完了していることから、今回、当路線の整備に必要な区域を削除することとし、当路線の都市計画変更手続きと併せて、関係市町村（安曇野市）において都市計画変更手続きを進めている。